

## 丸賢山荘 宿泊約款

### (適用範囲)

第1条 丸賢山荘（以下「当施設」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者名
2. 宿泊日及び到着予定時刻
3. 宿泊料金
4. その他当施設が必要と認める事項

### (宿泊契約の成立)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。

### (宿泊契約締結の拒否)

第4条 当施設は次の場合には宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申込みがこの約款によらないとき
2. 満室により客室の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
4. 宿泊しようとする者が著しく粗暴な言動をするおそれがあると認められるとき
5. 宿泊しようとする者が過去の利用において、深夜騒音、不当請求、不当要求、無断定員超過、喫煙違反、設備毀損、支払い拒否、またはこれらに準ずる迷惑行為を行ったと当館が判断したとき
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき

### (宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。

### (当施設の契約解除権)

第6条 当施設は次の場合には宿泊契約を解除することができます。

1. 宿泊客が法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
2. 他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
3. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき

### (宿泊の登録)

第7条 宿泊客は宿泊日当日、当施設において次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
2. 日本国内に住所を有しない外国人にあっては国籍及び旅券番号
3. その他当施設が必要と認める事項

### (客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、チェックイン 15:00 からチェックアウト 10:00 までとします。

(料金の支払い)

第9条 宿泊料金等の支払いは、現金、クレジットカード、その他当施設が認める方法により行っていただきます。

(当施設の責任)

第10条 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、当施設の責めに帰すべき事由により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

(宿泊客の責任)

第11条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客にその損害を賠償していただきます。

---

## 利用規約 (ハウスルール)

当館をご利用のお客様は、以下の規則をお守りください。

1. 館内は指定場所以外禁煙です。
2. 他のお客様の迷惑となる騒音行為はお控えください。
3. 宿泊者以外の館内への立ち入りはご遠慮ください。
4. 設備・備品を破損または汚損した場合は実費をご請求する場合があります。
5. 火気の使用は指定場所以外では禁止します。
6. 貴重品はお客様自身で管理してください。
7. 泥酔状態での館内利用や他のお客様への迷惑行為が認められた場合、退館をお願いする場合があります。
8. 当館駐車場内での事故、盗難、破損について、当館は一切の責任を負いません。  
駐車場の利用に関するトラブルは利用者間で解決していただきます。  
また、積雪状況による除雪作業や安全確保のため、必要に応じて車両の移動をお願いする場合があります。

---

本約款および利用規約は当施設が必要と認めた場合、予告なく変更されることがあります。